

令和３年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金に上乗せし、県の単独補助として、一定の所得以下の世帯に対して授業料軽減補助を行います。国、県いずれの制度も学校を通じて補助します。申請を希望される場合は、学校が指定する期日までに、学校へ申請してください。なお、申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けることができる人

◆ 対象者の条件

兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に就学する生徒の保護者が、令和３年１０月１日現在、次の両方に該当すれば軽減補助を受けることができます。

- (１) 保護者（学校教育法第１６条に定める子に対して親権を行う者）が兵庫県在住であること（生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません）。
 - (２) 保護者全員の令和３年度所得確認基準額※が304,200円未満であること（就学支援金支給対象者であること）。
- ※所得確認基準額は、裏面の計算式で算出します。

＜ご注意＞

- ※ 令和３年９月３０日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ※ 令和３年１０月１日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ※ 原則、保護者全員が兵庫県内に居住していることが要件となりますが、保護者の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は学校にご相談ください。
- ※ 令和３年１月から１２月までの間に、経済的不況に起因する失業、倒産等による家計急変が生じたため、前年に比べて著しく所得が減少する見込みである場合、授業料軽減（臨時特別）が対象となります。詳しいことは学校にお問い合わせください。
- ※ 在学中、支給を受けられるのは３回のみです。

◆ 軽減される額〔在籍する学校の所在地により軽減額が異なります〕

保護者全員の前年収入 目安（合算） （所得確認基準額※）	軽 減 金 額（年額） 上段：兵庫県授業料軽減額 （下段：国就学支援金と合わせた授業料軽減額）		
	兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府、岡山県、鳥取県、 滋賀県、奈良県、和歌山県、 徳島県内の私立高等学校
590 万円未満程度 （154,500 円未満）	12,000 円 （408,000 円）	6,000 円 （402,000 円）	3,000 円 （399,000 円）
730 万円未満程度 （217,700 円未満）	100,000 円 （218,800 円）	50,000 円 （168,800 円）	25,000 円 （143,800 円）
910 万円未満程度 （304,200 円未満）	50,000 円 （168,800 円）	25,000 円 （143,800 円）	12,500 円 （131,300 円）

◆ 申請書の提出

○提出先：生徒が在籍する学校

○必要書類

- ・申請書
- ・その他学校が指定する書類

※国の制度（就学支援金）の所得区分を準用して認定するため、所得に関する証明書類の提出は不要です。

○提出期限：学校が指定する日（期限を過ぎた場合は申請できません）。

◆ 決定の通知

授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等を学校から通知します。軽減の決定（県から学校への通知）は11月頃の予定です。

軽減の実施（県から学校への補助金の交付）は、12月～1月頃になる予定です。

なお、虚偽の申請等が判明した場合は軽減措置を取り消します。

令和3年度所得確認基準額とは？

以下の計算式により算出します。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
(マイナンバーカードが必要です)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178